

令和元年度新宿区外部評価委員会第3部会 第5回会議概要

<開催日>

令和元年7月19日（金）

<場所>

本庁舎6階 第4委員会室

<出席者>

外部評価委員（5名）

山口道昭、岸本幸子、小菅知三、田中健士、横倉泰信

事務局（4名）

金子行政管理課長、池田主査、吉江主査、原田主任

<説明者>

地域コミュニティ課長、四谷特別出張所長、榎町特別出張所長、若松町特別出張所長、角筈特別出張所長、総務課長

<開会>

【部会長】

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年度第5回新宿区外部評価委員会第3部会を開催します。

本日は、外部評価の実施に当たり、お手元の次第のとおりヒアリングを実施します。

委員の皆さんは、外部評価チェックシートが配られていますので、適宜、メモ等の書き込みを行いながら、ヒアリングをしてください。

それでは、ヒアリングを実施します。

本日は、総務部、地域振興部の皆様に出席いただいています。

前回に引き続き、個別施策I-8「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」について、個別施策を中心に、総合的な視点で2時間程度ヒアリングを行います。

はじめの30分程度で施策評価シートについて、評価や取組内容、取組方針など、内部評価シートの内容を説明してください。また、前回のヒアリングの補足説明等があれば、あわせてお願いします。

それでは、説明をお願いします。

<事業説明>

個別施策Ⅰ-8「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」

(説明者：地域コミュニティ課長)

【部会長】

では、質問のある方はお願いします。

【委員】

地域自治を担う主体の法的な位置付けについてです。地方分権ということが全国的にも話題となっていた時代には、新宿区自治基本条例の策定に向けて新宿区も力を入れて取り組んでいたと思います。新宿区自治基本条例の策定に当たっては、町会や地区協議会等の地域の団体が、地域自治を担う主体として位置付けられるための法的根拠を定めることとしていたのではないかと思います。現状、その点についてはどのようなになっているのでしょうか。

【地域コミュニティ課長】

現在、新宿区では、地域課題を解決する主体を地域自治組織として法令等で位置付けるということはありません。しかし、新宿区自治基本条例において、新宿区に住んでいる方、新宿区で働いている方、新宿区で学んでいる方、新宿区で活動する方を含めて区民として位置付けている中で、そのような構成員全体で地域課題の解決に向けた取組を進めていくという新宿区自治基本条例の趣旨そのものがなくなったということではありません。

多様な地域課題の解決に向けて、町会・自治会等の地縁団体がその原動力となるという認識の下、地縁団体がより良く機能していくためにはどのような形が望ましいのかという検討も含めて、町会・自治会活性化の支援という事業を区の重要な施策と位置付けて取り組んでいるところです。

【部会長】

地区協議会の位置付けは、現在どのようなになっているのでしょうか。

【地域コミュニティ課長】

地区協議会は、平成29年度までは「地区協議会の運営支援等に関する要綱」により設置されていましたが、平成30年度からの地域コミュニティ事業助成制度の実施に伴い「地域コミュニティへの支援等に関する要綱」を新たに制定したため、「地区協議会の運営支援等に関する要綱」は廃止しました。そのため、現在は地区協議会を定める要綱等はありません。

【委員】

自治基本条例における地域自治組織が明確になっていないことが問題なのではないでしょうか。

町会も自治会も地区協議会も、地域社会にとっては地域自治ということになります。その位置付けが明確になっていないということは、全て任意で行っている活動ということですか。

前回のヒアリングでも質問しましたが、区は町会役員の構成員や組織など、町会の実情をきちんと把握しているのでしょうか。町会役員の高齢化や担い手不足により、本来の町会の役割

を果たせていないという現状が確実にあります。そのような現状がある中で、町会の加入率を増やしたとしても、町会の負担ばかり多くなり町会の活動が十分に推進できなくなっていってしまいます。

積極的に町会活動をしている人がどれくらいいるのかということは、重要な指標であると思いますが、その割合を測ることは難しいと思います。しかし、それは町会が法的な位置付けを持たない任意団体であるということが基にあるのではないのでしょうか。

区が、地域コミュニティの活性化を支援するのであれば、地域自治を担う団体を法的にきちんと位置付けないと有効な事業を打ち出すことはできないと思います。自治基本条例に基づいて、その点がしっかりと整理されることを期待していたのですが、平成30年度の地区協議会の制度改正により、地区協議会は任意団体と位置付けられました。今後、区として地域自治組織を明確に位置付けることなく、現状のまま事業を継続していただくだけでは、地域に関わる人はいなくなってしまうのではないかと危惧しています。

【部会長】

新宿区自治基本条例について確認したいのですが、第8章に「地域自治」という章があり、第21条第4項では「地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。」とあります。この地域自治組織についての条例というものは制定しているのでしょうか。

【地域コミュニティ課長】

現行、まだ制定していません。

【部会長】

新宿区自治基本条例第25条では「区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。」とあります。平成30年度に新宿区自治基本条例の検証を行ったようですが、その際に地域自治組織については、検証の対象となったのでしょうか。

【地域コミュニティ課長】

「新宿区自治基本条例検証報告書」においては、「地域自治組織については、既存の町会・自治会の周知や加入促進、開かれた環境づくりなどについての意見があげられたため、町会・自治会のさらなる活性化に向けた支援が必要です。また、地域の区分の規模や、既存の様々な団体が活動している中でどのような組織が適切なのか等について引き続き整理していく必要があります。」という検証結果としています。

【部会長】

区の方角性として、現在、地域自治組織についての条例制定に向けた取組を進めているのでしょうか。

【地域コミュニティ課長】

現在、条例制定に向けた取組を進めているということはありません。引き続き、地域の課題を抽出、把握していく中で、条例制定について具体的な必要性があると判断した場合に検討を

していくものと認識しています。

【部会長】

先程、地区協議会についての説明がありましたが、今後、改めて地区協議会を法令等で位置付ける予定はあるのでしょうか。

【地域コミュニティ課長】

地区協議会については、現状の仕組みの中で事業助成をしていくこととしていますので、区の制度の中で改めて位置付けるということは考えていません。

【委員】

地域自治組織が地区協議会である必要はないと思います。しかし、何らかの地域団体をきちんと地域自治組織として位置付けなければ、区が地域コミュニティの活性化支援を行ったとしてもあまり意味がないように思います。

【委員】

本施策は「地域の課題を共有し、地域の実情に合ったまちづくりの推進」という個別施策です。実質的にその主体となるのは、地区協議会しかないのではないのでしょうか。

地区協議会をどのような位置付けで捉え、どのような体制で支援し、特別出張所とどのように連携していくのかという点について、しっかりと検討していく必要があるのではないのでしょうか。

【地域コミュニティ課長】

地区協議会について様々なご意見をいただきましたが、区として十分に検討した上で現在の方向性を定めたところですので、先程ご説明したとおりと認識しています。

その上で、地域課題については町会・自治会等の地域団体が自ら解決していけるよう、区が支援していきます。その一例として、平成30年度より町会・自治会活性化の支援策一つとして導入したコンサルティングの実施があります。このような支援策により、地域自体の力を強化する取組を地道に丁寧に推進していきたいと考えています。

【委員】

地域活性化へ向けた取組においては、特別出張所の役割が非常に重要ではないのでしょうか。

【地域コミュニティ課長】

特別出張所は、地域住民にとって一番身近な行政の窓口です。住民の生活上、制度上の様々な支援をするとともに、地域課題を把握するためのアンテナ機能を果たし、本庁組織とも連携しながら取組を進めています。今後も地域における特別出張所の機能がより高まるよう工夫していきたいと思っています。

【部会長】

ありがとうございます。

少し議論を整理したいと思います。

委員の皆さんが地域課題としてあげている地域防災や子育て支援等は、区としての課題にも直結するものだと思います。そのような課題に対して、区民がいろいろなことをやりたいとな

ったときに、それに応える体制ができていないのではないかと委員の意見があり、その点については、区としても整理していくべきではないかと私も思います。

個別具体的な課題に対しては、区が計画事業や経常事業として取り組んでいます。それらの事業から漏れてしまっている課題もあるのではないかと感じます。個別の事業を見た場合には、それぞれ適切に実施しているという評価になると思いますし、町会へのコンサルティングの導入については、当初の計画よりも成果を上げているのではないかと印象を持ちました。しかし、事業実施の前提となる課題設定の段階から漏れてしまっている課題があり、それらの課題に対する取組ができていないのではないかと思います。その点について、外部評価委員会としてどのように評価していくのかというところかと思えます。

まだ発言されていない委員もいますので、ご意見ををお願いします。

【委員】

地域社会を担う主体としての町会・自治会等が、今後も継続して活動していくためにどうすればよいかということかと思えます。地域で活動する方たちが求めていることと区の事業がずれているような状況では、地域課題の解決にはつながらないと思います。

地域におけるつながりが薄くなってきており、一方で地域のニーズは多様化しています。その実情を捉えて地域活性化に向けた支援のための事業を展開していくことは簡単なことではないと思います。地域は地域でそれぞれの自治について自ら考え、組織力を高めていく必要があると思います。

【委員】

先程から議論されているように、地域自治組織についての基本的な位置付けが明確にならない限り、区がどのような事業を実施しても中途半端に終わってしまうような気がしてしまいます。様々な地域課題がある中で、どのように地域問題を解決していくかを一生懸命検討しても、前提となる仕組みがしっかりしていない限り、解決にはつながらないと思います。その上で、自治とは何かということ私たち住民もきちんと考えていく必要があると思います。

【部会長】

ありがとうございます。

今議論となっている内容は、区全体の政策につながる話かと思えますので、地域コミュニティ課だけで解決できるものではないと思います。その上で、難しい課題を投げかけていると思っているので、今後、どのように対応するのかということが次の課題になると思います。外部評価委員会の思いとしては、厳しいことを言う反面、今後一層頑張ってもらいたいという応援する気持ちで意見を述べていると理解していただければと思います。

組織的な質問にはなりますが、このような所管課だけでは解決し得ないような課題に対して、区としてどのように取り組んでいく姿勢なのでしょうか。

【地域コミュニティ課長】

地域コミュニティ課としては、地域課題の解決や地域コミュニティの中心的な主体となるものは、町会・自治会等の地縁団体であると考えています。また、地区協議会の位置付けについ

では、貴重なご意見として受け止め、今後の参考とさせていただきたいと思います。

区には、それぞれの担当部署があり、企画部門と調整しながら、随時、事業を検討しているところです。事業の検討を進める中では、他部署ともしっかりと連携し、様々な視点を踏まえた上で取り組めるよう進めていきたいと思います。

【総務課長】

地域課題には、防災、子育て、高齢者福祉等、様々なものがあり、先程ご指摘いただいたとおり、それらは区の課題に直結するものです。そのため、それぞれの分野を所管する担当部署が対応しているところですが、その中で各所管が大切にしていることは、地域の方に活躍していただくということです。例えば、防災については、町会・自治会を中心に地域防災の担い手として避難所運営に携わっていただく、高齢者福祉については、高齢者の見守りや声掛けをしていただくなど、地域の方たちが活動し、地域の担い手として役割を果たしていただくように取り組んでいます。このような取組により、地域の活性化へつなげるとともに、区としてもそのような地域の担い手としっかりと連携して、お互いがパートナーであるという認識を共有しながら進めているところです。

また、地区協議会の議論がありました。もちろん地域の担い手の主体の一つであると考えていますが、地区協議会に限らず、町会・自治会、NPO団体、青少年育成団体、保護司会等、様々な団体が地域で活躍しています。それぞれの地域団体と区が連携しながら、地域課題の解決に向けて取り組んでいくものと認識しています。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかに質問はいかがでしょうか。

【委員】

計画事業43「多様な主体との協働の推進」についてです。

一般事業助成で4事業に助成したとのことですが、それぞれの事業に関連する所管課との連携はしているのでしょうか。

【地域コミュニティ課長】

区の行政課題として関連する所管課はありますが、直接その所管課が関与するということはありません。

【委員】

区における事業の一貫性を保つため、地域団体が様々な事業を実施することで区の事業が更に推進されることもあるのではないのでしょうか。そのため、地域コミュニティ課だけで情報を持つのではなく、それぞれの所管課と情報や成果を共有することや事業の実施に当たってのアドバイスをもらうなどの取組が必要だと思うのですが、そのようなことは行っているのでしょうか。

【地域コミュニティ課長】

一般事業助成の仕組みとしては、学識経験者、公募区民、地域振興部長等で構成される協働

支援会議において採択の審査を行うこととしています。

【部会長】

事業を実施した際に、その取組がどれくらい区民に還元されるのかということをきちんと把握することは必要だと思います。

事業を実施して終わりということではなく、それぞれの事業に関連する所管課が事業内容をきちんと認識するとともに、それらの事業が区の事業に対してどのような効果があるのかという視点が重要ではないかと思いますが、その点についてはどう考えますか。

【地域コミュニティ課長】

協働事業助成については、所管課と一緒に事業実施中に現地調査を行うとともに、中間評価、期末評価を通して事業成果についての進捗管理を行っています。

一般事業助成については、協働支援会議でしっかりと評価した上で採択し、事業実施の期末時点での報告を受け、事業実施の成果についても検証していますので、必要な時期に適切なチェックを行っていると思います。また、事業の実施の際は、区広報紙等で紹介し、情報共有を進めているところです。

地域課題の中には明確な所管課がないものもありますが、関連する所管課等が想定できるような事業については、今後、情報提供の方法についても検討していきたいと思います。

【委員】

区の事業として助成を行っているのであれば、その成果はきちんと共有すべきではないかと思います。地域コミュニティ課の事業としてだけで終わってしまうのでは、区の事業としての発展性がなく、単発で終わってしまうと思います。

【地域コミュニティ課長】

一般事業助成については、協働支援会議において継続性、区民参加の拡大性、団体の事業実施の安定性等、高い審査基準を付した上で採択した事業です。それらの事業の実施結果については、地域課題の解決に貢献できたかという振り返りをしっかりとした上で行っている事業だと認識しています。この事業成果について区全体でしっかりと評価できるよう、事業成果の周知方法については、今後、更に検討していきたいと思います。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

経常事業299「コミュニティ推進員の活動」についてです。コミュニティ推進員は、地区協議会を立ち上げた際に、区民だけでは取り組むことが難しい地域課題について、その支援のためにコミュニティ活動を推進する職員を採用するというで開始されたものであると理解しているのですが、現在、コミュニティ推進員はそのようなコミュニティ活動に取り組んでいるのでしょうか。

【榎町特別出張所長】

コミュニティ推進員の活動内容についてです。平成30年度は、地区協議会に対する庶務事務

の支援を中心に、避難所運営管理協議会や町会連合会等の活動の支援を行い、地域コミュニティ活動に資するような形となっています。

【委員】

一定の専門的な能力を持った方がコミュニティ推進員として活動していると思います。そのような方たちの能力がいかされることなく、一般職員と同じような活動しかしていないのではないかと懸念しています。

【榎町特別出張所長】

一般職員と同様の活動もありますが、町会連合会の事業のチラシ作成支援などの専門性を発揮する仕事も当然担っています。これまでのノウハウをいかしながら活動してしますので、活躍の場や対象を広げつつ、それぞれの場面で力を発揮していると認識しています。

【部会長】

ありがとうございます。

では、本日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。

(所管課 退席)

【部会長】

では、本日の振り返り、整理をしたいと思います。

所管課とのヒアリングを受けて、ご意見、ご感想等があればお願いします。

【委員】

地区協議会の今後の方向性が気になります。

【部会長】

所管課の説明を聞いていると、あくまでも任意団体という形で、高齢者クラブや子ども会などの組織と並列の位置付けのような印象を受けました。

地区協議会とコミュニティ推進員の関係は何かあるのでしょうか。

【委員】

コミュニティ推進員が、区と地区協議会との直接的な窓口にもなっていたと思います。各特別出張所長とコミュニティ推進員が、それぞれの地区協議会の会議に出席して地区協議会の状況をきちんと把握していました。今はそれが全くなくなっていました。

このような状況では、地区協議会という仕組みがあまり意味をなさなくなってしまう。何らかの形で地域自治組織というものを区がきちんと位置付けない限りは、地域の課題を共有し、地域の実情に合ったまちづくりは実現しないと思います。

【部会長】

新宿区自治基本条例の中で、地域自治組織については別に条例で定めるとしているのに、そのための取組があまり進んでいないことも問題ではないかと思っています。

【委員】

計画事業43「多様な主体との協働の推進」における事業助成が、きちんと地域課題の解決につながっているのかということも疑問です。

【委員】

所管課の説明では、助成した事業について、その成果などをきちんと庁内で共有していないように感じました。

【委員】

情報共有は進めているとのことでしたので、どのような事業をしているかということは各所管課で情報として知っていると思います。しかし、その事業がどのような取組をしているのか、どのような結果でどのような成果を上げたのかという細かな情報までは把握していないのではないのでしょうか。

【委員】

助成した事業の結果をきちんとフィードバックする必要があるのではないかと思います。

事業内容に関連する所管課がその事業についての情報を得ることで、自分たちの事業とつなげたり、人材交流をしたりするなど、事業の発展性を持つことができるのではないかと思います。事業助成により良い取組をしていても、区の事業と協力して行うなどの発展性がないと単発の事業に対する補助金の執行だけに終わってしまうと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

個別の事業の取組ができていないというわけではないけれども、個別施策という大きな視点から見た際に足りない視点があるという意見が部会の共通認識かと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

地域には町会・自治会だけでなく、商店会や青少年育成会等の様々な団体が活動しています。その中には地区協議会もあると認識しているので、現状の地区協議会をどうにかしたいとは個人的には思っていません。しかし、地域自治組織というものが明確に位置付けられない限り、全てが任意の活動であり個人的な活動となってしまいます。結果として、地域で活動する人は減ってきています。地域で積極的に活動したいと考えてもきちんと取り組める状況ではないということについて、区としてどのように考えているのか外部評価意見の中に記載したいと思います。

【委員】

特別出張所との連携という点も外部評価意見として記載した方が良いと思います。

【部会長】

では、今出たご意見も参考にして、個人としての評価をしていただければと思います。

時間になりましたので、本日は閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>